2026 年度

重要事項説明書

― 入園のしおり ―

株式会社クオリス

クオリスキッズ北梅田保育園

〒531-0076

大阪府大阪市北区大淀中３-９-22

TEL：06-6345-5350

FAX：06-6345-5351

目次

Ⅰ．保育施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・１～4 ページ

１．施設運営主体・運営主体

２．利用施設

３．施設・設備等の概要

４．保育方針・目標

５．施設の目的・運営方針

６．職員の職種、職員数及び職務の内容

７．嘱託医

８．第三者評価の受審、自己評価の実施状況

９．子ども・子育て支援法第 39 条第３項、第５項の規定による公表・公示

１０．児童の利用状況

Ⅱ．保育・教育の提供について・・・・・・・・・・・5～８ページ

１．保育を提供する日

２．保育を提供する時間

３．提供する保育の内容

４．給食について

Ⅲ．保育に要する諸経費とその納入方法・・・・・９～１１ページ

1．保育の提供に要する実費に係る利用者負担

2．時間外保育に係る利用者負担

3．支払方法

Ⅳ．保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・１２～24 ページ

１．年間の主な行事と保育内容

２．１日の保育所での過ごし方

３．保育所児童保育要録について

４．保育所の活動に際し留意して頂きたいこと

５．保育所と保護者との連携について

６．登園・降園について

７．健康診断・健康管理について

８．保育園で過ごす時の服装・持ち物について

Ⅴ．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～28 ページ

１．緊急時における対応方法

２．非常災害対策

３．保険の種類・保険事故・保険金額

４．要望・苦情相談窓口

５．警報発令・地震発生時等の対応について

６．当所におけるその他の留意事項

７．虐待の防止のための措置

８．利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

Ⅵ．個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・29 ページ

家庭保管用

同意書

当所における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：クオリスキッズ北梅田保育園
所在地　：大阪市北区大淀中３－９－２２
説明者　：施設長　庄本　大輔

私は、書面に基づいてクオリスキッズ北梅田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、下記の事項について確認し、同意しました。

Ⅰ．保育施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅱ．保育・教育の提供について・・・・・・・・・・・□
Ⅲ．保育に要する諸経費とその納入方法・・・・・・・□
Ⅳ．保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅴ．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅵ．個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・□

令和　　年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　印（署名でも可）
児童から見た続柄：

保育所保管用

同意書

当所における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：クオリスキッズ北梅田保育園
所在地　：大阪市北区大淀中３－９－２２
説明者　：施設長　庄本　大輔

私は、書面に基づいてクオリスキッズ北梅田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、下記の事項について確認し、同意しました。

Ⅰ．保育施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅱ．保育・教育の提供について・・・・・・・・・・・□
Ⅲ．保育に要する諸経費とその納入方法・・・・・・・□
Ⅳ．保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅴ．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・□
Ⅵ．個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・□

令和　　年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　印（署名でも可）
児童から見た続柄：

クオリスキッズ北梅田保育園重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

Ⅰ．保育施設の概要

１　施設者の概要

名　　称	株式会社クオリス
所　在　地	大阪市浪速区難波中１-12-5
電 話 番 号	06-6575-9848
代表者氏名	代表取締役　雨田　武史
設立年月日	平成１７年１０月２６日
資本金	１００万
定款の目的に定めて事業	子育て支援事業・介護事業（在宅介護サービス）

２　利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	クオリスキッズ北梅田保育園
施設の所在地	大阪市北区大淀中３丁目９－２２
連　絡　先	電話番号　０６－６３４５－５３５０ ＦＡＸ　０６－６３４５－５３５１
施設長氏名	庄本　大輔
開設年月日	平成２６年4月1日
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	０歳児　９人　　１歳児　１４人 ２歳児　１４人　　３歳児　１４人 ４歳児　１４人　　５歳児　１４人　計７９人
利用定員	満３歳以上の児童　　４２人 満１歳以上満３歳未満の児童　　２８人 満１歳未満の児童　　９人
取扱う保育事業	延長保育事業・障害児保育事業
職員への研修の実施状況	職場内研修や社内研修などを積極的に行っております。外部研修にも定期的に参加し、保育の質を向上させる為、職員のスキルアップに努めております。
実施している子育て支援事業	行事参加・子育て相談　等

３　当所における施設・設備等の概要

⑴　施　設

敷　地		２３４．８７㎡
園　舎	構　造	鉄骨造地上４階建て
	延べ面積	４２２．４５㎡
防火地域		防火地域
用途地域		第一種住宅地域

⑵　主な設備

	名称	室数	面積
保育室等	乳児室	１	３９．６㎡
	ほふく室	１	３０㎡
	保育室	４	１０２．９６㎡
	その他（相談室・更衣室）	２	20.39㎡

４　保育方針・目標

保育方針	豊かな人間性をもった子どもを育成する
保育目標	・すくすく育つ（健康的な生活習慣を身につけ、安全な環境の下で情緒の安定を図る） ・わくわく遊ぶ（友だちと一緒に日々の遊びを通して好奇心や想像力を拡げる） ・いきいき学ぶ（一人一人の特性を生かし、できたことを沢山褒め、認めてあげ、自信を持って行動できる子になってほしい）

５　施設の目的・運営方針

クオリスキッズ北梅田保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

⑴「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑵「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

⑶「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

６　職員の職種、職員数及び職務の内容

令和８年１月１日現在

職名	常勤	非常勤	職務
施設長 （資格：保育士）	１	―	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
主任保育士	１	―	園長を補佐するとともに、指導計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	１３	１	全体的な計画及び指導計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行なう。
保育補助		１	保育士の補助を行なう。
看護師	１	―	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行なう。
栄養士	３	―	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
嘱託医	―	２	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、定期歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

・当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条件（平成 24 年３月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

・開園時間中は、最低２名以上の職員を配置し、保育にあたります。

・上記表は、作成日。現在のものであり、変更が生じる場合があります。

＜各職種の勤務体系＞

職種	
園長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
主任	正規の勤務時間帯（8:00～18:00）で時間差勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～20:00）で時間差勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
看護師	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

７　嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１）　内科

医療機関名	吉本診療所
嘱託医氏名	吉本　裕
所在地	大阪府大阪市北区大淀中３－２－１２
電話番号	０６―６４５３－０９１０

（２）歯科

医療機関名	しげまつ歯科
嘱託医氏名	重松　智宏
所在地	大阪府大阪市北区大淀南１－１１－５
電話番号	０６－６３４５－４６１８

８　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施済。評価決定年月日 令和７年３月１０日（令和６年度）	概ね良好であった。 WAMNET に公表中 （令和１０年３月３１日まで）
自己評価の実施状況	職員による保育内容等の自己評価を毎年１回実施し、保育の質の向上に努めています。	

９　子ども・子育て支援法第 39 条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

公表・公示された案件はありません。

１０　児童の利用状況　（毎年度５月１日現在）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
０歳児	４	１	２	２
１歳児	１４	１４	１４	１２
２歳児	１４	１４	１４	１４
３歳児	１４	１５	１３	１２
４歳児	１４	１５	１４	１４
５歳児	１０	１３	１４	１４
合計	７０	７２	７１	６８

Ⅱ．保育・教育の提供について

当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

1　保育を提供する日

開　　園　　日	月曜日から土曜日まで
休　　園　　日	日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月３日までの年末年始

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育所を休所することがあります。（登所前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。）

2. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、７時～７時２９分まで又は１８時３１分から２０時までの範囲で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払い頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から７時５９分まで又は 16 時０１分から 20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

※当園は、就労や病気等の認定された保育を必要とする事由により「保育を必要とする児童を保育する」施設です。そのため、保護者の私的な用事（買い物・美容院・習い事等）は保育時間には含まれません。

・土曜日の保育について
ご利用の方は職員シフトの都合上、事前に申し込みが必要になります。原則、ご利用月の前月 20 日までに１ヶ月分の利用申請をご提出ください。
・開園時間中、利用児童のいない時間帯が生じた場合に、必要な対応が取れ、かつ、連絡体制が整っている際は保育園を閉めている可能性があります。利用児童数が極端に少ないと見込まれやすい時間帯（土曜日や延長保育時間等）に、保育が必要となった時は、事前に保育園へご連絡ください。
・保護者の方が保育できる日がある場合は、お子さんをお預かりすることはできません。

3. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年４月）を踏まえ　以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）保育の特色

『遊びの中でいきいきと楽しく学ぶ』をコンセプトに教育　Education も行います。

クオリスキッズでは、通常の保育に加えて、下記のプログラムを無料で実施します。※園ごとによって提供するプログラムは異なります。

① 絵画製作（３・４・５歳）
クレヨンや絵の具、アクリル絵の具、コンテ、ローラーや筆を使って、イメージを持ってダイナミックに描くことに取り組み、想像力を養い個性を引きだす作品を作ります。専任の講師の先生に来ていただきます。

② リトミック（１・２・３・４・５歳）
スカーフやボール、ロープ、楽器を使って、音楽を全身で感じて表現します。音感やリズム感、表現力を養いながら、バランスよく心身を発達させます。専任の講師に来ていただきます。

③ 体操（３・４・５歳）
楽しく体を動かしながら基礎的な運動能力や意欲、忍耐力、たくましい心を育みます。専任の講師に来ていただきます。

④ 英語（３・４・５歳）
カードやゲーム、音楽を通して自然に英語にふれ、国際感覚を養う機会を積極的に作ります。専任の講師又はネイティブに来ていただきます。

⑤ ヒップホップダンス（３・４・５歳）
リズムに合わせ体を動かすことでリズム感を養いながら体を動かす楽しみも覚え、柔軟な心と体を作ります。専任の講師に来ていただきます。

・特別な配慮を必要とする子どもの保育の取り組みについて
地域社会の中で、支援の必要な子ども共に育ち合うことを基本的な考えたとして、特別支援保育を行っております。

（2）延長保育について

保育標準時間認定に関する延長保育時間 (延長料金が発生します)	朝：７時００分から７時 29 分 夕：18 時 31 分から 20 時 00 分まで
保育短時間認定に関する延長保育時間 (延長料金が発生します)	朝：７時 00 分から７時 59 分まで 夕：16 時 01 分から 20 時 00 分まで

・延長保育について

延長保育には、「単発延長保育」と「月極延長保育」の２種類があります。就労時間等の理由で、保護者が『２．保育・教育を提供する時間』における保育時間内にお迎えに来ることができないご家庭が対象となります。

・単発延長保育について

保育標準時間認定及び保育短時間認定のご家庭が、一時的に就労等の理由により認定された保育の必要量を超えて児童の保育が必要な場合に、保育時間を延長して保育します。

・月極延長保育について

保育標準時間認定のご家庭が継続的に延長保育を利用する場合は、事前に「月極延長保育利用申込書」の提出が必要となります。

４　給食について

（1）　食事の提供方法

保育園において、調理を行います。

食育の推進	当園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育を推進します。 献立の中から年齢にあった食育活動(クッキング等)を行なっています。食材に触れることで食への興味・関心を育てていきます。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子さんの発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、給食の提供に努めます。
献立等	当園では、専任の栄養士が作成した健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を十分に考慮した献立のもとに、新鮮で安全な食材を使用し調理を行なっております。 なお、毎月月末に翌月の献立表を配信及び保育所の掲示でお知らせするとともに、日々の給食を写真にて展示します。
離乳食	お子さんの個々の成長に合わせて進めていきます。
食物アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表)を当所に提出してください。個別に面談の上、保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表に基づき、原因食材の除去・代替の対応をいたします。場合によっては、お弁当の持参をお願いすることがあります。 また、毎月月末に翌月の献立表をご確認頂き、食物アレルギー対応の見直しの為、個別面談を年に１回行ないます。 当所は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイド

	ライン」に則り、クオリスキッズアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。
衛生管理等	・職員の健康診断を年 1 回以上、給食(調乳を含む)従事者及び保育士は毎月検便を行なっています。 ・給食従事者の日々の健康状態の確認ほか、調理設備の点検を行ない、衛生管理に努めます。

⑵　食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※　献立表はキッズプラス配信でお知らせします。

※　１５時のおやつは週５日（月～金）手作りです。

⑶　栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	３人	３人		

Ⅲ．保育に要する諸経費とその納入方法

１　保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和８年度）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額（新価格）
幼児（３～５歳児）	２号認定の子どもにかかる給食費 主食費　1500 円　　副食費　4500 円	月極　６０００円
コット用シーツ	入園児　　１００㎝（０～１歳児）	２１００円～
	１３０㎝（２～４歳児）	２４００円～
カラー帽子	入園時のみ	１２００円～
連絡帳（０～２歳児）	なくなれば再購入	２００円～
連絡帳（３～５歳児）	なくなれば再購入	８０円～
パステル（１６色）	２歳児以上	６５０円～
はさみ	２歳児以上　　（左利き用購入可能）	５００円～
のり	２歳児以上	２４０円～
のり（補充用）	２歳児以上	１００円～
粘土	２歳児以上	３７０円～
粘土ケース	２歳児以上	３６０円～
粘土板	２歳児以上	５３０円～
お道具箱	２歳児以上	６６０円～
自由画帳	２歳児以上	３２４円～
色鉛筆	３歳児以上	９１０円～
粘土ベラ	３歳児以上	１９０円～
なわとび	３歳児以上	５５０円
スモック	３歳児以上　100・110・120 ㎝	１６００円～
	130 ㎝	１６５０円～
体操服（T シャツ）	３歳児以上　110・120 ㎝	１８７０円～
	130・140 ㎝	１９２５円～
体操ズボン	３歳児以上　　100・110・120・130 ㎝	２０００円～
出席ノート・シール（３～５歳児）	入園時、進級時購入	７００円～

鍵盤ハーモニカ	４歳児以上	６０００円～
鍵盤唄口	４歳児以上	４４０円～
その他	行事に関わる費用などは、別途ご案内致します。	

※紛失された場合は、再購入していただきます。

※幼児は遠足代を徴収する場合があります。また、実施行事の内容によって金額が異なります。

（電車・バス・高速代・入園料等）

＜前年度例＞　秋の遠足…神戸動物王国（３５００円～）

５歳児は卒園費アルバム代として、４月から翌年３月まで月額１２５０円徴収します。

卒園費（証書、証書ファイル、記念品など）として、３月のみ２３２０円徴収します。

※園より、セキュリティカードを１家庭に２枚お渡しします。卒園時、退園時には必ず返却をお願いします。**破損や紛失の場合、カード料金として１枚につき３０００円**をいただきます。

カードの取り扱いには十分ご注意ください。

※上記金額に変更があれば随時お知らせします。

※当園は、写真撮影・販売を外部委託しています。

写真料金について

商品名	写真サイズ	単価（税込み）
L 判	89mm×127mm	１１０円～
KG 判	102mm×152mm	１６５円～
2L 判	127mm×178mm	２７５円～
集合写真 （ロゴ入り）	127mm×178mm	２９７円～
L 判 （職員撮影写真）	89mm×127mm	６６円～

※上記金額に変更があれば随時お知らせします。

２　延長保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
(朝) 7：00～7：29	朝延長	月額 日額	2,900 円 300 円
(夕) 18：31～19：30	1 時間以下	月額 日額	2,900 円 300 円
(夕) 18：31～20：00	1 時間 30 分以下	月額 日額	5,900 円 600 円
補食代		1 食	100 円

３　支払方法

保育料以外の上記「Ⅲ－１．２利用料金」(以下、「利用料金」といいます。)のお支払いは、当月末日締め、翌月支払いとなります。

お支払方法は、ゆうちょ銀行の自動引き落となります。15 日(15 日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日)引き落としです。

※保護者が負担する保育料と諸経費は、それぞれ支払い先が異なります。

保育料は、大阪市に納めて頂くものです。大阪市が指定する「口座振替依頼書」を金融機関に提出し、お手続きください。

諸経費は、入園時に当園がお渡しするゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」を金融機関に提出し、お手続きください。

Ⅳ．保育について

１．年間行事予定

４月	５月	６月
★入園式	子どもの日の集い 園医による春の内科検診	園医による歯科検診
７月	**８月**	**９月**
水遊び始め 七夕の集い 夕涼み会(ばら組)	★夏祭り 水遊び納め	
１０月	**１１月**	**１２月**
秋の遠足 ハロウィンパーティー	園医による秋の内科検診	クリスマス会 ※12/29～1/3はお休み
１月	**２月**	**３月**
正月お楽しみ会	節分の集い	ひな祭りの集い お別れ遠足（ばら組） お別れ会 ★卒園式（ばら組）

※★印は保護者参加型の行事を想定しています。参加が可能なご家庭は是非ご参加ください。
※予定は都合により変更になることがありますので、ご了承ください。
※行事日程が決定次第、別紙でお知らせいたします。
※個人懇談は随時行いますので、担任にお声がけください。

・毎月実施する行事
避難訓練、誕生会、身体測定

・慣らし保育について
入園直後は、環境の変化からお子さんも不安やストレスを抱えます。集団生活に無理なく慣れていくために、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていきますのでご理解ください。

2．１日の保育園での過ごし方

	０歳児	１・２歳児	３・４・５歳児
7:00	**開園** 順次登園（健康観察・検温）　自由遊び		
9:30	**午前おやつ**		
10:00	**主な活動**		
	・散歩・戸外遊び ・室内遊び ・各行事参加　等 ●個々に合わせて授乳や睡眠	・散歩・戸外遊び　・室内遊び　・各行事参加 ・英語・体操・リトミックなどの参加	
10:50～	昼食 クラスや個々の状況により時間は異なります		
12:00～	**お昼寝** ●個々に合わせて授乳や睡眠		
15:00	**午後おやつ**		
16:00	**自由遊び**(室内・戸外) ●個々に合わせて授乳や睡眠 順次降園	**自由遊び** ●人数や時間に応じて合同保育 順次降園	
18:30	**延長保育** ・補食（授乳） ・自由遊び	**延長保育** ・補食 ・自由遊び	
20：00	**閉園**		

・お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある公園（浦江公園・大淀南公園・大淀北公園）などに
お散歩に行きます。（散歩マップは入口に掲示）
安全対策として、保育園独自のお散歩マップを使用しています。

３　保育所児童保育要録について

厚生労働省告示の「保育所保育指針」では、保育所に入所している子どもの就学に際し、市区町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育園で作成して就学先の小学校に送付することを定めています。

保育所に在所し、保育所を終了して小学校に入学される児童について、下記の通り保育所が「保育所児童保育要録」を作成し、保育所から小学校に送付しますのでご了解をお願い致します。

・保育所児童保育要録の目的

保育要録は、児童の担当保育士が保育士としての専門性をもって子どもの育ってきた過程を振り返り、子どもの姿や発達の状況を的確に捉えて記載します。これにより子どもの育ちを次のステージ(小学校)へとつなげることを目的としています。

・個人情報の保護に関する取扱い

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含んでいる為、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を踏まえた取扱いにより目的外には使用いたしません。

４　保育所の利用に際し留意して頂きたいこと

（1）. 保育時間について

- 開所時間は、７：００～２０：００です。
- クラスでの保育は、９：００～１６：００です。
- 勤務証明書の保育利用時間は　**勤務時間＋通勤時間**です。父母のどちらかがお仕事がお休みの場合は１６：００迎えでお願いします。

（2.）　登降園について

- 送迎時間は申請時間が基本です。朝夕の送り迎えは、保護者の方、又はその方に代わる大人の方でお願いします。お迎えの方が変わる時は、必ず事前に連絡してください。連絡がない場合には確認の連絡をさせていただきます。
- 欠席の時や登園が遅れる場合は、９：１５までに連絡してください。
- 登降園システム（キッズプラス）を導入しますので、事前登録をお願いします。
- 登降園システム（キッズプラス）の IPad は玄関にあります。登園時、降園時ともに打刻をお願いします。

- 玄関扉はオートロックです。子どもの安全を守るために常時閉門しています。送迎時にはセキュリーティーカードをかざし入室して下さい。カードを忘れた場合は、インターホンを押し、クラスと名前を言って下さい。また、出入りの時は危険ですので、子どもたちが開閉しないようにして下さい。
- 登園時は保育士がお預かりするまで、降園時は保護者の方に引き渡した後は保護者の方の管理となります。保育園内でも目を離さないようにお願いします。近隣住民の迷惑になりますので、速やかな降園にご協力お願い致します。

- 保護者の勤務時間に合わせた登園・降園時間となりますが、出勤時間が遅い場合でも９時１５分までに登園できると１日の生活リズム（散歩などの活動）が整い、安心して過ごすことができると考えています。
 また、病院受診後等に登園される場合も、昼食時までに登園できると生活に入りやすいので、ご協力ください。尚、給食の提供が衛生管理基準により加熱調理後 2 時間以内と決められている為、事前にご相談ください。
 欠席等の連絡が９時１５分までに連絡がない場合は確認の為、お電話させて頂きますのでご了承ください。
- あらかじめお知らせ頂いているお迎え時間より、変更になる場合はご連絡ください。
- 保護者以外（父、母）の送迎は必ず保護者の方から園に事前にご連絡を頂き、代理の方は身分証明書をご提示ください。また、お子さんの安全を考慮して、送迎は義務教育が終了した 15 歳以上の方となります。高校生以上の場合でも安全確保の為、事前にご連絡ください。

5．保育園と保護者との連携について

・お子さんの保育園や家庭での状況を相互に連絡し合うため、連絡帳を活用します。
乳児クラスは日々の様子(食事・睡眠・排泄・遊び・日常のエピソード等)をご記入ください。幼児クラスのお子さんはお話が上手になってきます。特に何かお知らせがある時に連絡帳をご活用ください。24 時間サイクルでお子さんを捉え育んでいきましょう。

・毎月 1 回園だより・保健だより・給食だよりを発行し、園の行事や共通連絡事項等をお知らせします。必ずご確認ください。

6．登園・降園について

・登降園に関する**自動車**の使用について
原則として禁止です。自動車を利用し、園の付近に駐車すると、他の園児や保護者にとって危険であり、近隣の住民の方や通行する方の迷惑となります。やむを得ない理由によって登降園について自動車を使用する場合は、近隣のパーキングをご利用ください。またタクシーについても当園の付近での乗降はご遠慮ください。

・駐輪場・ベビーカー置き場の利用について
ご利用時の事故や盗難等に関して、園では一切責任を取れませんので予めご了承ください。また、駐輪場は、原則、園児の送迎時のみの使用になります。

・降園時、玄関からのお子さんの飛び出しには十分ご注意ください。

7．健康診断・健康管理について

（1）健康診断

健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

身長・体重測定　月１回
健康診断　　年２回(春・秋)　　歯科健康診断　　年１回(6 月頃)

健康診断実施後は、その結果を保護者の方にお知らせしています。健康診断当日にお休みされた場合は、嘱託医の病院で健康診断の受診をお願いします。

（2）健康管理、病気の時の対応

・体調管理について

毎日、登園前に必ず検温・健康状態の確認をお願い致します。お子さんに以下のような様子が確認された時は、園での体調管理が難しいため、医師の指示を受け、元気な状態に回復してから登園しましょう。

発熱	○24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、または解熱剤を使用している場合 ○朝から 37.5℃以上を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合
下痢	○24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合 ○朝に、排便がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合
嘔吐	○24 時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合 ○食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合

※「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌が良く普段の食事がとれること」を言います。

・保育中の発熱・怪我について

保育中の発熱及び集団生活が難しいと判断された場合には、緊急連絡先にご連絡しますので、速やかなお迎えをお願い致します。発熱時の体温は、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断しますが、38℃以上の発熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い時や、咳で眠れず目覚める時、排尿回数がいつもより減っている時、食欲なく水分が摂れない時等にご連絡します。

また、怪我には十分に配慮していきますが、万が一、怪我をしてしまった場合は専門医または嘱託医に相談し、怪我の程度によって園で病院を受診します。同時に保護者の方へ怪我の状況を連絡させて頂きます。

・園での**与薬**について

当園では原則として与薬はできません。塗り薬、点眼薬も同じ扱いです。与薬が必要なお子さんは、ご家庭で安静にされることが体調の回復を早めるために望ましいと考えます。緊急時や、やむを得ない場合また慢性疾患や食物アレルギー等の薬に限り医師の指示のもとお預かりしますのでご相談ください。

気管支拡張テープも原則禁止となります。

（3）感染症について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。感染症が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- 感染症を発症した場合は、自宅で休養を取って頂きます。感染症が疑われる場合には園内での感染を防ぐ為にできるだけ早くお迎えに来て頂き、病院の受診をお願い致します。
 感染症の種類によっては、治癒後の登園時に保護者の方が記入する園指定の登園届や医師が記入する登園許可書(意見書)が必要になります。感染症の診断を受けたら、当園にご連絡ください。
- ご家庭内で感染症を発症された方がいらっしゃる時は、必ず事前にご連絡ください。その場合、集団感染を防ぐ為、お子さんの送迎時は園内へはご入室頂けません。1 階玄関での引き渡しとなりますので予めご了承ください。
- 学校保健安全法では、感染性の病気にかかった時は出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、当園においてもこれを準用しています。

・登園届が必要な感染症

かかりつけ医の診断に従い、登園許可書または医師の意見書の提出をお願い致します。

病名	症状及び注意事項	出席停止基準 及び登園の目安
新型コロナ ウイルス感染症	潜伏期間は約５日間。 無症状のまま経過することもあるが、有症状者では、発熱、咳など呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚症状などが見られる。	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで （無症状の感染者の場合は検体採取日を０日目とする）
インフルエンザ	潜伏期間は 1～4 日。急激な発熱と悪寒がおこり、咳・咽頭痛・頭痛・嘔吐・下痢を伴うことがある。発症時は倦怠感が強く、鼻汁・痰などは少ない。 ●肺炎や中耳炎、急性脳症など重い合併症をおこすことがある。	発症後５日を経過し、かつ解熱後３日間を経過するまで
百日咳	潜伏期間は 7～10 日。風邪のような症状から咳が増加し、２週間ほどしてから、この病気特有の咳（短い咳が連続し息を吸うときに笛のようなヒューという音がする）が 2～3 週間続く。 ●肺炎や脳炎などをおこすことがある。	特有の咳が消える、または５日間の適正な抗菌性物質による治療終了まで
麻しん （はしか）	潜伏期間は 8～12 日。始めは風邪の症状と区別がつきにくいが、高熱と同時に鼻水・咳・結膜の充血、目やにが出ることが多い。2～3 日後に口の中に白い斑点ができ、一時的に熱は下がり気味になる。その後再び熱が上がり発しんが顔から全身に広がる。 ●肺炎・脳炎・中耳炎などを続けておこしやすい。	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	潜伏期間は 16～18 日。頭痛や発熱などがあり、片側あるいは両方の耳の下が腫れる。顎の下が腫れることもある。食物をかむ時や飲み込むときに痛みがある。 ●無菌性髄膜炎や脳炎をおこすことがある。 ●難聴（１０００人に１人の割合で合併する） ●思春期以降の感染で精巣炎・卵巣炎をおこすことがある。	腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

風しん （三日はしか）	潜伏期間は 16～18 日。紅く小さい発しんが顔から全身に広がり、発熱や首の後ろのリンパ節が腫れることもある。 ●妊娠初期の妊婦が感染すると、胎児に影響する可能性がある。（先天性風しん症候群）	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう) 帯状疱(ほう)しん	水痘の潜伏期間は 14～16 日、帯状疱しんは不定。赤い発しんが頭・胸・腹部・手足などに次々とでき、水疱となり、やがて黒いかさぶたになる。発熱を伴うことが多い。 ●水痘と帯状疱しんは同じウイルスが原因となっているので、水痘にかかったことがない人が帯状疱疹しん発症している人と接触すると、水痘を発症することがある。 ●妊婦が感染すると、胎児に影響を及ぼすことがある。	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	潜伏期間は 2～14 日。感染力が非常に強い。高熱とのどの痛みがあり、結膜炎の症状が強く出ることが多い。	症状がなくなった後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎 （はやり目）	潜伏期間は 2～14 日。感染力が非常に強い。白目の充血がひどく、目やにが多く出る。 ●重症になると視力障害をおこすことがある。	結膜炎の症状が消失するまで
溶連菌感染症	潜伏期間は 2～5 日。高熱とのどの痛みがあり、口の中は真っ赤で舌が苺のようにポツポツと赤くなる。首のリンパ節が腫れて全身に赤い発しんができる。また、回復期に手足の皮膚がむけることがある。 ●リウマチ熱、急性糸球体腎炎などをおこすことがある。	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
手足口病	潜伏期間は 3～6 日。手のひら・足の裏・口の中・お尻に水疱ができる。口の中の発しんは痛みがあり、水分や食事がとりにくくなる。 ●無菌性髄膜炎をおこすことがあるので、頭痛・嘔吐や発熱が続く場合は特に注意が必要。	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること

伝染性紅斑 (りんご病)	潜伏期間は 4～14 日。顔両頬に左右対称の紅い発しんがみられる。手足にも網目状の発しんがみられる。頬に発疹が出る 7～10 日前くらいに微熱や風邪に似た症状がみられることがある。 ●妊娠中に感染すると、胎児に影響を及ぼすことがある。	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	潜伏期間は 3～6 日。夏に流行しやすい。発熱とのどの痛みがおこり、口の中に水疱、潰瘍ができる。のどの痛みから水分をとりにくく、脱水をおこしやすい。	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	潜伏期間は 2－3 週間。発熱・体のだるさ・頭痛などから始まり、3～5 日してから乾いた咳がおこる。咳は徐々に強くなり、3～4 週間ほど続く。	発熱や激しい咳が治まっていること
感染性胃腸炎	代表的な病原体として、ノロウイルスやロタウイルスがある。潜伏期間はロタウイルスが 1～3 日、ノロウイルスは 12～４８時間。経口感染が主だが空気感染の場合もある。突然の下痢や嘔吐、軽い風邪症状から始まる。時に発熱を伴うこともある。合併症として脱水、けいれんがある。	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス 感染症	潜伏期間は４～６日。発熱・鼻汁・咳など風邪症状が数日続き、気管支炎や肺炎に移行すると、喘鳴や呼吸困難など、乳児がかかると重症化しやすく、入院治療が必要な場合もある。	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	潜伏機関は９～10 日。生後６か月～２歳によくみられる。３日間程度の高熱の後、解熱するとともに紅斑が出現し、数日で消えてなくなる。	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
特に適切な対応が求められる感染症		
伝染性膿痂しん （とびひ）	虫刺され・擦り傷・鼻の周りの傷から細菌感染をおこし、水疱や厚い黄色のかさぶたをつくり次々に広がる。手当てが不十分だと治るのに時間がかかる。	病変部を外用薬で処置し患部がガーゼなどで覆ってあること

●ウイルス性肝炎、結核、腸管出血性大腸菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎と診断された場合は、園に連絡してください。

●その他の病気にかかった場合も、連絡してください。

●感染力がなくなっても、体力が回復しないうちに登園すると、病気がぶり返したり別の感染症にかかったりすることが考えられます。十分に休養してから登園しましょう。

●登園の目安期間は、発症日、解熱日とも当日を0とし、翌日を１日目と起算します。

（4）アレルギーについて

アレルギー疾患を有する子どもに対して、保育園での生活をより安心で安全なものとするため、当園はお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

下記表は各アレルギー疾患と関連の深い保育園での生活場面です。保育園での生活で特に配慮や管理が求められる場面において、適切に対応するため、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」のご提出をお願いしています。

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」とは、保護者の依頼を受けて医師にお子さんのアレルギー疾患に関する情報を記載してもらうものです。原則として毎年提出して頂く必要があります。また、年度途中で病状や保育園生活上の留意点が変わった場合には再度提出して頂くことがあります。

	食物アレルギー・アナフィラキシー	気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎
給食	○		△		
食物等を扱う活動	○		△		
午睡		○	△	△	△
花粉・埃の舞う環境		○	○	○	○
長時間の屋外活動	△	○	○	○	○
プール	△	△	○	△	
動物との接触		○	○	○	○

○：注意を要する生活場面　　△：状況によって注意を要する生活の場面

食物アレルギー疾患を有するお子さんが、それまで特に配慮や管理が必要で、当園で食物除去の対応をしていたけれど、医師の診断により食物除去対応の必要がなくなり、解除を希望される場合は、「完全除去解除申請書」を当園にご提出ください。

尚、申請される場合は、必ず主治医の診断を受け、ご家庭において複数回食べて症状が誘発されないことを確認した上で申請書をご提出ください。「完全除去解除申請書」に基づき、保護者と協議し、解除を決定します。

8．保育園で過ごす時の服装と持ち物について

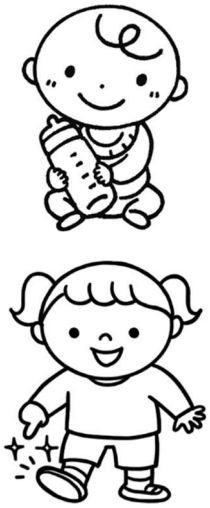
（1）●持ち物は全てに記名してください。

●個人差がありますので、持ち物は目安となります。

●服装は、動きやすく自分で着脱しやすいものでお願いします。また、汚してはいけないものは避けてください。

●お昼寝時にパジャマへの着替えはありません。

●登園時の履物は運動靴でお願い致します。

●髪型 髪の長いお子さんは結んできましょう。ヘアゴムは誤飲の恐れがある為、飾りのないものでお願いします。 ピン止めは、誤飲や紛失の恐れがあるので避けて下さい。 ●服装 寝返りができるようになった頃からは上下別の衣類にして、ロンパース等は避けましょう。 フードが付いたもの・細い紐等が付いたもの・ボタンやビーズが付いたものは避けて下さい。		●服装(下) 股上が深く、動きやすいズボンにしましょう。 ズボンの丈の長さが長すぎないようにしましょう。 スカートやスカートズボン、タイツの着用、フック・ボタン・チャックが付いているもの、ジーパン等の硬い素材のものは避けて下さい。 ●靴 履きやすい運動靴にしましょう。 サンダル・クロックス・おしゃれ靴・素足は避けて下さい。 長靴を履いてくる場合は別に運動靴をご持参下さい。

持ち物リスト(０～２歳児クラス)　★…毎週末に持ち帰り、週明けにお持ちください。

		つくし (０歳児)	たんぽぽ (１歳児)	ちゅうりっぷ (２歳児)	備考
毎日持ってくるもの	通園バック	エコバックのように小さく折り畳めるもの(保護者が使用)		子ども自身が持てるリュック	
	連絡帳	１	１	１	園指定のものです。ご家庭で記入してお持ちください。
	着替え(肌着、Ｔシャツ、長ズボン)	１セット	１セット	１セット	スタイは必要な方は持参してください。
	食事用エプロン ※袖のないもの	３	３	２	
	紙おむつ	３～５枚	３～５枚	２～４枚	記名してお持ちください。
	おしりタオル (ハンドタオルサイズ)	１	１	１	
	トレーニングパンツ			お子さんの様子に合わせてお知らせします。	
	スーパーのビニール袋 (汚れ物入れ)	１	１	１	濡れたものも入れます。
	取っ手付きコップ	１	１	１	巾着袋に入れてお持ちください。
ストック	着替え	３セット	２セット	２セット	記名してお持ちください。※毎日ストックの数をご確認ください。
	紙おむつ	４～５枚 お尻拭き１	４～５枚	３～４枚	
園保管	避難靴（上履き）			１	上履きは園に保管します。通園靴はサンダル,ブーツ不可です
	通園靴	１	１	１	
	口拭き用 ウェットティッシュ	月初に２個	１		記名してお持ちください。なくなったら声を掛けます。
	お尻拭き	ケースには入れず、お持ちください。			
週初めに持ってくる物	★カラー帽子	１	１	１	園指定のものです。
	★バスタオル(夏季)	１	１	１	エコバッグのように小さく折り畳めるものに入れてください
	★ブランケット(冬季)				
	★コットシーツ	専用シーツを購入していただき、３歳児進級まで使用します			

※　すべての持ち物に記名をお願いします。

持ち物リスト(3～5歳児クラス)　★…毎週末に持ち帰り、週明けにお持ちください。

		すみれ (3歳児)	さくら (4歳児)	ばら (5歳児)	備考
毎日持ってくるもの	通園バック	お子さん自身が持てるリュックタイプの物 ※水筒が入るサイズ			お守りやキーホルダーは引っかかると危険なので避けましょう。
	シールノート、連絡帳	1	1	1	園で用意します。ご家庭で記入してお持ちください。
	着替え(肌着、Tシャツ、長ズボン)	1セット	1セット	1セット	
	ビニール袋 (汚れ物入れ)	1	1	1	濡れたものも入れます。
	取っ手付きコップ	1	1		巾着袋に入れてお持ちください。
ストック	着替え	2～3セット	2～3セット	2～3セット	パンツのストックもお願いします。
週初め持ってくる物	★カラー帽子	1	1	1	園指定のものです。
	★避難用靴下	1	1	1	週末持ち帰り、洗濯などを済ませてから週明けにお持ちください。
	★バスタオル(夏季)	1	1		
	★ブランケット(冬季)				
	★コットシーツ	専用のシーツを3才進級時に購入していただき、 午睡終了まで使用します。 エコバッグに入れてお持ちください。			
園保管	避難靴（上履き）	1	1	1	上履きは園に保管します。通園靴はサンダル,ブーツ不可です
	通園靴	1	1	1	
	スモック	1	1	1	製作活動で着用します
	体操服	1	1	1	巾着袋に入れてお持ちください。
	体操ズボン	1	1	1	
	エプロン、マスク	1	1	1	クッキングで使用します。

Ⅴ．その他

１　緊急時等における対応方法

対応方法	●子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに保護者及び医療機関(嘱託医含む)への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。 ●保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行ないますのでご了承ください。	
救急・消防	名称	北消防署
	所在地	大阪市北区茶屋町 19-41
	連絡先	06-6372-0119
警察	名称	大淀警察署
	所在地	大阪市北区中津 1-5-25
	連絡先	06-6376-1234

２　非常災害対策

防火管理者	庄本　大輔
消防計画届出年月日	北消防署　令和６年１２月　届出
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器　など
定期訓練	避難訓練、消火訓練：毎月１回以上実施
地域防災拠点	大淀小学校
広域避難場所	大淀中学校

非常災害が発令された場合、または現実に非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えに来てください。園舎が危険な場合は、上記に記載する場所を原則として、別の避難場所に避難していることがあります。避難場所を保育園前に掲示します。

原則として、引き渡しは保護者の方に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの人(代理引取り人)をあらかじめ緊急連絡表に記入しお知らせください。

園児の引き渡しは、引き渡し名簿確認の上で行ないますので、迎えにきた時は無断で連れて帰らないでください。

３　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

加入している保険の種類「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度」

（１）保育所の賠償事故補償

保険会社：損害保険ジャパン株式会社

保育所の施設管理または業務遂行上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または第三者の財物に損害を与えた場合に保育所が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金としてお支払いします。

- 身体賠償・財物賠償　１事故１名につき１０億円
- 受託物賠償５００万円（うち受託貴重品・現金は１０万円）

（２）園児のための傷害事故補償

保険会社：損害保険ジャパン株式会社

園児の保育所管理下における急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

- 死亡・後遺障害　　１００万 円
- 入院保険金日額　　１５００ 円（１８０日まで）
- 通院保険金日額　　１０００円（９０日まで）

４　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。保育園に対する苦情や改善要望がございましたら、遠慮なく園長までご相談ください。受付は、面接・電話・文書等の方法により受け付けています。また、１階玄関にご意見箱を設置しています。

①保育園

受付担当者	当園保育士　　06-6345-5350
解決責任者	園長　庄本　大輔　　06-6345-5350

②第三者委員

氏名	中蔵　あけみ
連絡先	090-1598-6951

５　当園における警報発令、地震発生時等の対応について

大阪府・大阪市に台風などで暴風警報が発令された場合や、竜巻注意情報が発令された場合は、下記のように対応しますので、ご確認よろしくお願いいたします。大切なお子様をお預かりしていますので、お子様の安全を優先に考え、安全確保に努めていきたいと思っております。

※警報は**暴風警報**のみの対応です。洪水や大雨警報発令の場合や注意報の場合は安全を確認しながら、保育を行います。保護者の方も安全を第一とした対応をお願いいたします。

●暴風警報が発令された場合

午前７時の時点で **暴風警報が発令中**の場合	休園になります。
午前７時までに、 **暴風警報が解除された**場合	通常通り保育を行います。
保育中に警報が発令された場合	速やかなお迎えをお願いします。 ※保育園からメールでお知らせします。必ず確認をお願いします。

●給食について

午前７時までに暴風警報が解除された場合	給食があります。

●竜巻が発生した場合

登降園時に竜巻が発生した場合は、竜巻注意情報を確認し、安全な場所で待機してください。
竜巻注意情報が解除されてからの登降園をお願いします。
保育時間中に竜巻が発生した場合は安全な場所にて待機します。被害状況によってはお迎えをお願いする場合があります。

●震度５以上の地震が発生した場合

震度５以上の地震が発生した場合は、休園になります。
保育時間中に震度５以上の地震が発生した場合は、速やかにお迎えをお願い致します。

●その他の対応

上記以外にも、災害警戒レベルが高まった場合、保育園として安全を最優先に考え、お迎えをお願いする場合があります。
また、地域の鉄道が運休になる等、職員の人員確保が出来ない場合、休園となる場合があります。

《**注意事項・お願い**》

●ラジオ・テレビ・インターネットなどで、必ず情報を確認してください。

すべての警報が解除されても、増水している川や池のへりに近づかないように気をつけてくだい。

●緊急対応は保育園からメールでお知らせしますので、こまめに確認をお願い致します。

ひじょう　とき
非常の時は
さいがいでんごん　りょう
災害伝言ダイヤルをご利用ください



さいがいでんごん
《　災害伝言ダイヤル》
ダイヤル 171➡ガイダンス
2➡ガイダンス
06－6345－5350➡ガイダンス

６．登園におけるその他の留意事項

(1)当園の敷地内は全て禁煙です。
(2)利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

７　虐待の防止のための措置

（１）当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
ａ．人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
ｂ．職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
ｃ．虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
ｄ．その他虐待防止のために必要な措置
（２）上記（１）－ｂにおける虐待等の行為とは、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する虐待に関する行為をいいます。
（３）当園は、保育・教育の提供中に、当所の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区子ども家庭支援センター・児童相談所等の適切な機関に通告します。

８　利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

（１）当園は、市区町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。
（２）当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、同意された後に保育を開始します。
（３）当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。
ａ.「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。
ｂ．支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
ｃ．児童が小学校に就学したとき。
ｄ．その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

Ⅵ. 個人情報の取り扱いについて

当園では、下記（４）の目的のために利用子ども及びその保護者等に係わる個人情報を使用することがあります。この重要事項説明書への署名をもってこの個人情報の使用につき同意して頂いたものとします。

下記（４）及び法令による場合を除き、保育・教育の提供にあたって職員が知り得た個人情報・秘密は、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（１）個人情報の定義

氏名・生年月日・その他の記述により特定の個人を識別することができるものです。他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

個人に関する情報とは、氏名・性別・生年月日・住所・本籍・国籍・親族関係など、戸籍記載事項のほか、心身の状況・思想・信条・宗教・職歴・学歴・成績・所得・財産の状況、その他一切の個人に関する情報をいいます。

（２）個人情報の収集について

個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行ないます。原則、本人から直接収集します。

（３）個人情報の管理について

個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、漏洩がないよう適切な措置を取ります。個人情報を保有する必要がなくなったら、速やかに消去・廃棄します。

（４）個人情報の利用・提供の例え

①ビデオ・写真・その他個人情報の保育所内での掲示等について

当所では、日常の様子等を、保育所内にて掲載します。

②写真販売について

日常や行事等の様子を撮影した写真は外部委託業者を経由してインターネット上で販売することがあります。

③保育所児童保育要録について

円滑な児童情報の引継ぎの為、子どもの成長などを終了時に小学校へ提供します。

④転園について

他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うことがあります。

⑤緊急時の対応について

緊急時において、病院その他関係機関にし必要な情報提供を行ないます。

※上記５つは代表的なものとなります。利用者からのご意見・ご要望や、その他利用者からの同意が得られた場合に別途対応させて頂くことがあります。

クオリスキッズ北梅田保育園

令和８年２月　作成

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明をお行いました。

保育園名　　：　クオリスキッズ北梅田保育園

所在地　　：　大阪市北区大淀中３－９－２２

説明者職名　：　施設長　庄本　大輔